

Title	ドイツ帝国財政の形成と展開(下)
Sub Title	Die Entstehung der Reichsfinanzen in Deutschland und ihre Entwicklung bis 1890 (II)
Author	鈴木, 純義
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1981
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.74, No.4 (1981. 8) ,p.383(47)- 410(74)
JaLC DOI	10.14991/001.19810801-0047
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19810801-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ドイツ帝国財政の形成と展開（下）

鈴木 純 義

目次

はじめに

- I 帝国国家機構と帝国財政制度
 - 1 帝国国家機構
 - 2 制限された帝国財政高権
 - 3 財務行政機構
 - 4 1879年の財政・関税改革と帝国財務省の設置
 - a 財政・関税改革
 - b 財務省設置と財政統制 (以上前号)
- II 帝国財政の展開 (以下本号)
 - 1 1870年代の財政状態
 - 2 1880年代の展開
 - a 経費
 - b 帝国収入と戻税制度

むすび

II 帝国財政の展開

1 1870年代の財政状態

1873～78年について、まず経費の動向からみていこう。⁽¹⁾

総経費は、529.5百万Mから706.5百万Mへと177.0百万M増大した。この増加額のうち108.6百万Mは軍事費で増加寄与率は61.4%であった(付表2)。また、官業費を除いた経常費のみについてみると、84.7百万Mの増加額のうち軍事費は73.9百万Mを占め、増加寄与率は実に87.3%にもおよんでいる(付表3)。軍事費主導の経費増大といってよい。

しかしながら、総経費中に占める軍事費の比重は、1880年代末期に至るまではほぼ一貫して漸減傾向をたどっている。この点についてはとくに1872～79年をとってみると、軍事費比率は66.1%か

注(1) 1872年を除いたのは財務行政費が異常に高いためである。国庫の運転基金11.25百万Mの開設、1868～71年に軍事要塞建設のために発行された公債の償還費10.5百万M、計21.75百万Mが含まれているからである(Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich—以下 St. Jahrbuch と略記—1886, S. 191 Anm. 10, 12)。

ら59.2%に低下しているのであって、逆に国家機構費は1.2%から2.0%に上昇しており、絶対額では2.1倍に増大している。また、財務行政費も1873～78年に絶対的にも相対的にも拡大している(付表2)。いうまでもなくこれは、一般行政・財務行政の徐々なる拡大に伴う国家機構整備の漸進を反映するものである。

次に収入動向。分担金を含めた經常収入の1872年の構成は、関税・租税収入43.4%、官業収入32.2%、分担金24.1%である(付表4)。しかし、官業収入のうち収益はごくわずかにすぎないので(付表5)、經常収入の大宗を占めたのは関税・租税収入と分担金である。これらについて1872～78年で見ると、1873年に前年に比して消費税66.0百万M、関税27.7百万Mの増収があったため、全体で152.0百万Mの増収を示している。しかし、1873～78年にはわずか38.6百万Mの増収をみたにすぎない(付表4・6)。

また、分担金を除き官業収入中純益のみを加算した本来の意味での經常収入も、1872～78年では130.2百万Mの増収を示しているが、1873～78年では17.6百万M増にすぎない(付表3)。かかる租税の減退ないし伸び悩みは、間接税中心の租税体系に1873年以降の大不況が直接的な影響を与えたためにはかならない。また、関税収入の減退傾向には、1873年の鉄関税廃止をもってほぼ完成された自由貿易政策の影響もあった。

このようにみてくるならば、1874年以降分担金徴収額が増勢に転じたにしても(付表1)、収入不足のおおるべくもなかったことは明白であろう。こうしてついに帝国公債が発行されるに至ったのである(付表17)。この間、増税案も何回か提出されたが、実現されたのは1878年のトランプ税(Spielkartenstempel)⁽²⁾だけであった。

以上のように、1870年代の帝国財政はきわめて不安定かつ脆弱な状態にあったのである。

2 1880年代の展開

a 経費

① 国家機構費。付表7のようにほとんど内務省と外務省との経費である。1880年代前半には外務関係費の6割くらいだった内務行政費が末期には著増し、外務関係費を凌駕ないしこれに肉迫するに至っている。これは、右のように1886年以降郵船交通の維持費が支出されたことと、帝国議会

注(2) 1873年—帝国印紙税・タバコ税増税、1875年—帝国印紙税・ビール税増税、1878年—帝国印紙税増税などの案である(Reichsschatzamt, *Denkschriftenband zur Begründung des Entwurfs eines Gesetzes betreffend Änderungen im Finanzwesen*, Berlin 1908, Theil I, S. 26)。トランプ税導入については、野津高次郎『独逸税制発達史』(有芳社、1950年)187頁、St. Jahrbuch, 1886, S. 194-195。

(補注) フランスからの賠償金が帝国財政に対して大きな役割を果たしたことはいうまでもないが、この点については、C. Sattler, *Das Schuldenwesen des Preußischen Staats und des Deutschen Reichs*, 1893, S. 315ff.; W. Gerloff, *Finanz- und Zollpolitik des Deutschen Reichs nebst ihren Beziehungen zu Landes- und Gemeindefinanzen von der Gründung des Norddeutschen Bundes bis zur Gegenwart*, Jena 1913, S. 82-88, 106-108。大島通義「1879年の関税および財政改革—帝国主義形成期におけるドイツの財政政策(1)—」(『三田学会雑誌』第52巻第1号)23頁。

議事堂基金から議事堂新築費が支出されたためである (前者の1885~86年の内務行政費増大に対する増加寄与率は72.5%, 後者の1888~90年のそれは69.0%であった)。

1886~90年にこの両費目は内務行政費中5~6割を占めた。残りの部分は主として統計・衛生・特許・保険・度量衡器検定などの業務のための経費であった。⁽³⁾この部分は1879~90年にほぼ横ばいであったが、内務行政費全体では、上の両費目の急増により3.2倍の増大を示したのである。

なお、外務関係費の1886~90年の増大は、ここに植民地関係費が含まれているため、これを控除するとその増加率は微弱である。⁽⁴⁾

以上のように、国家機構費は、内務行政費なканずく郵船交通維持費と議事堂新築費に牽引されて1880年代末期に著増した。議事堂の新築は、既述の代理法を通じた帝国議会の政治的意義の拡大に伴った、議会活動の円滑化のための環境整備の進行を示すも

のといえよう [前号掲載本稿注 (28) 参照]。また、郵船交通維持費の増大は、内務行政上の他の諸業務と相俟って、経済発展の外枠をささえる機能が国家にいつそう強く要請され始めたことを示すものといつてよい。いずれにせよ、帝国の政治経済の発展の財政への反映である。とはいうものの、総経費中に占める比重はきわめて低く、その増勢も微弱にすぎず、ほぼ横ばいである (附表2)。

② 財務行政費。附表2に示した財務行政費には、1879年以降分与金を含んでいる。これを除くと残りの主成分は公債利払費と、いわば財務行政機構費である。⁽⁵⁾公債利払費は軍事費との関連上後述することにし、ここでは財務行政機構費の動向をみておこう。

附表8によれば、全体で1880年と1886年に前年までの水準を上回る増加を示し、1879~88・89年で2.7~2.8倍に増大している。かかる趨勢を主導したのは財務省経費である。すなわち、財務省の設置された1879年の前と後ではその経費に格段の差があり (1879~80年に約2倍増)、1883~90年(とく

注(3) St. Jahrbuch, 1895, S. 154; Reichsschatzamt, a. a. O., S. 7. なお、内務行政のうち警察・教育などは各邦の担当であった (大島通義「1891-3年のプロイセン 税制改革—帝国主義形成期におけるドイツの財政政策(2)—」『三田学会雑誌』第52巻第7号, 40頁)。

(4) 附表7による外務省経費の平均とDenkschriftenband (S. 6)による植民地関係費を含まない外務省経費の平均とをつき合わせると右のようである。すなわち、1886~90年平均についての両者の差額2.3百万Mは植民地関係費である。なお、これを1885~90年平均に換算すると1.9百万Mとなり、Denkschriftenband (S. 6)の示す数値と一致する。

(5) 本稿I-3 (前号掲載)に述べたように、徴税費は各邦であらかじめ控除されていたので、税務行政運営費としては、きわめて少額の行政監督費だけである。また、公債償還は1896年リーパー法の成立に至るまで行なわれなかった (Gerloff, a. a. O., S. 35-36; St. Jahrbuch, 1898, S. 164. 野津前掲書, 196頁)。

郵船交通維持費 [単位: 千M]

1886年	3,285
87	4,362
88	4,390
89	4,390
90	4,719

資料: St. Jahrbuch, 1895, S. 154
Anm. 4

議事堂新築費 [単位: 千M]

1882年	6,414
83	863
84	813
85	802
86	1,268
87	958
88	1,092
89	1,973
90	3,129

資料: St. Jahrbuch, 1889, S. 173;
1895, S. 162-163.

[単位: 百万M]

附表7	
1876-80 平均	7.5
1881-85	7.4
1886-90	11.0
	8.7

に1886～89年)にはハンブルクとブレーメンの関税同盟への編入費を中心に増大し、結局1879～89年には3.5倍の増大を示すに至っている(付表17も参照)⁽⁶⁾。しかしながら、この財務行政機構費の総経費中の比重は1886～90年でみても1%以下で、①の国家機構費を加えたとしても3%前後にすぎない(付表2・7・8)。

③ 社会文化費。教育・文化関係の行政はもっぱら各邦の担当だったので、ここで扱うのは社会保障関係費である。帝国の場合、社会保障関係で問題となるのは社会保険と恩給である。

ビスマルクの労働者保険体系は周知のように、疾病保険、災害保険、老齢・廃疾保険の三支柱より成っているが、国庫負担を伴うのは、1889年6月22日付法律による老齢・廃疾保険だけである⁽⁷⁾。これに対する国庫負担は内務省経費として支出されるが、実際の負担は1891年以降である⁽⁸⁾。したがってここでは、その登場の事実のみを確認しておけば足りるであろう。

恩給費は、普通恩給基金(Allgemeiner Pensionsfonds)と帝国傷痍軍人救済基金(Reichs-Invalidenfonds)とによる支出である。前者は陸軍・海軍武官恩給と文官恩給、後者は、主として普仏戦争による傷病者に対する傷病年金で、その他1870年よりも前の戦争——1864年デンマーク戦争、66年普墺戦争——による傷病者に対する傷病年金や普仏戦争で傷痍軍人となった後に死亡した軍人の遺族に対する扶助料(1879年以降)⁽⁹⁾なども含んでいる。

付表9によれば、後者の傷病年金等は漸減傾向を示しているが、これはその性格からいって当然であろう。また、普通恩給の場合は、陸軍軍人恩給が1880年代を通じて90%以上を占め、1879～90年に2.1倍に増大している。これは軍備増強が他面で退役軍人の増加を伴うためである。いずれにせよ、かかる軍事的性格の濃い恩給費は、軍事遂行のいわば社会的な裏付を取り付けるための支出といえよう。

しかしながら、かかる軍事的性格の中にあつて、比重は低位ながらも1870～80年代を通じて著しい増加率を示している文官恩給費(1872～90年31.6倍)にも注目しておきたい。これは、帝国行政最高機関の整備に伴って官吏数が増大していったことの間接的な現われといつてよいかも知れない⁽¹⁰⁾。

注(6) 付表8の財務省費の突出は、付表17に明らかなようにベルリンでの土地購入費によるものであるが、この土地は財務省庁舎の造営のためのものではなかったかと推測される。

(7) Reichsgesetzblatt (以下 RGBL. と略記) 1889, Ges. v. 22. Juni 1889, S. 97. なお、藤瀬浩司「プロシヤ・ドイツにおける救貧法と労働者保険制度の展開」(『経済科学』Vol. 20 No. 4 1974年)とくに136頁以下参照。

(8) St. Jahrbuch, 1895, S. 154-155 Anm. 4; Reichsschatzamt, a. a. O., S. 9.

(9) St. Jahrbuch, 1886, S. 188-189.

(10) 帝国の国内一般行政部門の官吏数は、右のように1872～91年に958人増加して約4倍になった。1890年代以降の顕著な増加数にはおよばないが、増加率では上回っている。

1872年	314人	(100)
81年	842人	(268)
91年	1,272人	(405)
1901年	2,499人	(796)
08年	3,750人	(1,137)

出所：R. van der Borght, *Die Entwicklung der Reichsfinanzen*, Leipzig 1908, S. 72.

ドイツ帝国財政の形成と展開 (下)

④ 官業および公共土木事業費。付表2のように官業費は軍事費に次いで大きな比重を占め、そのほとんどは郵便・電信事業費と鉄道事業費である。とくに前者は全官業費中の7～8割ないしそれ以上を占めている。

付表5により両事業の収益率を較べると、鉄道事業の高率(50～70%)に比して郵便・電信事業の方はかなり低い。この収益率の低い郵便・電信事業が規模を拡大して全官業費中の比重をますます高める傾向にあるのに対して(1879年64%→1890年84%)、高収益率の鉄道事業の比重は低下している(1879年24%→1890年15%)。また、両事業収益の経常収入(分担金を含め、官業収入は経常収支収益を含める)に占める比率は1880年7.3%、85年7.4%、90年4.2%ときわめて低い。したがって、かかる事業投資は収入目的ではなく、サービスの提供それ自身に主眼点があった⁽¹¹⁾といつてよい。そのサービス内容は、原材料輸送、軍事通信といった産業的・軍事的目的に沿うものであったことはいまでもない。

また、この両事業費の支出は、電機・鉄鋼・石炭などの鉱工業部門に対する需要の形成にも役立った。この点はとくに設備拡張費ともいべき臨時費について指摘され得る(もっとも機関車燃料としての石炭は経常支出であるが、経常支出の内訳は手許の資料では判明しない)。この臨時費は付表5に示したように、郵便・電信の場合は1870年代末期から1881年にかけてと1880年代末期に、鉄道の場合は1880年前後に比較的集中して支出されている。この結果1880年代には両事業とも経営規模の拡大、したがってサービス提供の増大に至っている(とくに郵便・電信事業は2倍近くに拡大)。そして、このような経営規模の拡大のための設備投資に公債が大きな役割を果していることも付表5により明らかであろう。

公共土木事業関係の経費は、ほぼキール運河建設費に限られる。この運河の建設期は、右のように1886～96年で、プロイセン出資金と公債(67～70%)によって支弁された。建設資材生産部門への需要を形成するばかりでなく、海軍活動の円滑化という軍事目的をもつものであったことはいまでもなからう。

⑤ 植民地関係費。帝国は1884年に植民地政策を開始し、トーゴ、カメルーン等を保護領とした。行政費は1885～90年平均で1.9百万M、

[単位：千M]

	公債	プロイセン出資金	計	公債比率
86	160	75	235	67.9%
87	1,566	739	2,305	67.9
88	3,991	1,882	5,873	67.9
89	9,567	4,513	14,080	67.9
90	11,693	5,813	17,505	66.8
91	17,607	8,635	26,242	67.1
92	16,954	7,997	24,951	67.9
93	18,628	7,962	26,589	70.1
94	15,656	7,583	23,239	67.4
95	7,589	3,579	11,168	67.9
96	980	462	1,442	67.9

資料：St. Jahrbuch, 1895, S. 162-3; 1898, S. 165.

注(11) 大島通義「帝国主義確立期におけるドイツ財政の構造と機能の発展—ひとつの試論—」(『経済学年報』3, 1959年—以下「確立期」と略記)120頁。

これに補助金33.5百万Mを加えても5.3百万Mにすぎない。⁽¹²⁾少額ではあるが、かかる植民地関係費の登場は、来たるべき金融資本による植民地政策を通じてのドイツの世界市場への帝国主義的進出を準備しつつあることを示すものといってよい。

⑥ 軍事費。付表2のように、総経費中の最大部分を占めている。しかし、その比重は1870～80年代を通じて減少傾向をたどっている。これが一般行政拡大の間接的な表現であることはいうまでもない。この点は、軍事費の増加寄与率の推移にも現われている。すなわち、1872～78年には49.8%だったのが、1880～85年には11.5%に落ち込んでいるのである。

また、この1880年代前半における増加寄与率の落ち込みとともに、総経費の対国民所得比率の1870年代における上昇傾向に歯止めがかかり、以降4.5%以下の横ばい状態を示している点は、経費増大の牽引車が軍事費であることを裏から証明するものである。

事実、1880年代後半の軍事費の急増とともに、総経費の対国民所得比率も4.7%から7.4%へと急上昇しているのである。それとともに増加寄与率も48.3% (1886～90年) に回復した。

かかる動向を付表10の(a)・(b)によりつつ陸海軍別にみてみよう。陸軍費が軍事費全体の動向を規定していることは明白であるが、陸海軍費の中で注目すべきは、1870年代後半(とくに、1877・78年)の海軍費と1880年代末期の陸軍費である。

海軍費の1877・78年の突出的支出の原因は、主として公債によって調達された資金が海岸防備工事、造船、軍艦装備、要塞砲装備などのために支出されたことにある。この結果、1872年には陸軍経常費の約5%にすぎなかった海軍経常費が、艦隊運航費、軍艦・造船所修理費を中心に増大し(比率は低い兵器・要塞向けの経費も2倍以上に増大している)、1885年には10%を超えるに至ったのである。

1886～90年の軍事費の急増を主導した陸軍費もその増大の中心は臨時費、とくに特別会計のそれであった。すなわち、軍事費全体の増加額344.7百万Mのうち陸軍費増加分は323.4百万Mを占め、そのうち233.0百万Mは特別会計臨時費であった。この臨時費は主として、陸軍戦闘能力向上、武装強化、土工器具補強、要塞建設、軍事目的のための鉄道網整備、兵舎・衛戍病院・倉庫等の造営・修理などに向けられて、1880年代末期に大いなる軍備の拡充が開始されたのである。そして、この臨時費の大部分が公債によって支弁されたのである。しかしながら、この陸軍軍備拡充投資が動力武装率の上昇に結果するのは1890年代以降である。ここにはその準備が急速に着手されたことがはっきり示されているといってよい。

これに対して、海軍臨時費は1870年代末期ほどの支出はみられず、1880年代を通じてほぼ15百万M前後の横ばい状態であったが、経常費は徐々に増大した(1880～90年1.7倍)。この経常費の内訳の推移をみると、兵員給与は28.3%から30.2%へ1.9ポイント、絶対額では1.8倍の増大であるが、艦

注(12) Reichsschatzamt, a. a. O., S. 6-7. 本稿注(4)参照。

ドイツ帝国財政の形成と展開 (下)

隊運航・兵器・要塞は17.0%から28.5%へ11.5ポイント、絶対額では2.8倍の増大を示している。未だ小規模ながら、着実に軍備の充実化が進められていたことがうかがえよう。

いずれにせよ、1880年代末期は、「大艦巨砲の時代」といわれる軍備拡張の時代の到来を告げるものであり、1890年代後半以降積極化するドイツ資本主義の帝国主義的展開のための準備段階に入ったことを明白に示すものといつてよい。

そしてまた、かかる軍備拡張投資の対象は鉄鋼業を中心とする重化学工業部門であるから、この経費の増大はこれら工業部門に対する巨大な需要を形成するものであった。そのことを通じて生産の集積・集中を、したがって金融資本の形成を促進する機能を果たしたといつてよい。そこで、かかる需要形成がどの程度におよぶものであったか、④でみた官業費と運河建設費も加えて簡単に補足しておく。

[単位：百万M]

右に示した経費は、すべてがそうであるわけではないが、ほとんど鉄鋼業・爆発物工業・石炭業等の部門に向けられたものである。1872～90年で総額27.6億M、年平均1.5億Mが支出されたが、同期間の銑鉄・鋼鉄・石炭の生産額がそれぞれ31.4億M、48.8億M、58.2億M、年平均ではそれぞれ1.7億M、3.5億M、3.1億Mであった点と比較すれば(但し鋼鉄は

	1872～90年	うち公債	公債比率
官業臨時費	259.6	109.9	42.3%
キール運河建設費	40.0	27.0	67.5
海軍(1)	674.0	214.7	31.9
陸軍(2)	1,785.2	886.7	49.7
計	2,758.8	1,238.3	44.9

(付表5・10および51頁の表、あるいは付表17)

(1) 臨時費のほか、経常費中の艦隊運航費、軍艦・造船所修理費、兵器・要塞経費を含む。

(2) 臨時費のほか、経常費中の兵器費、要塞建設・維持費を含む。

参考：上記以外の公債(付表17)

財務省	51.6	} 116.1
通貨制度改革	46.4	
印刷局	4.9	
運転基金	13.2	
公債による調達資金合計	1,354.4	

1877～90年)、相当程度の需要を形成するものであったことは大雑把ではあるが明らかであろう。⁽¹³⁾しかも、かかる経費の半分近くが公債によって支弁されたのであり、その額は同期間の公債収入総額の91.4%にもおよんでいるのである。

また、この総額27.6億Mのうち9割の24.6億Mは軍事支出によって占められたが、この軍事支出のうちの4割以上(10.7億M)が1887～90年の4年間に集中し、しかもそのうちの7割以上(7.9億M)が公債によって支弁されたのである。この公債に連動した軍事費についても同様の比較をしてみると、総額10.7億M(公債7.9億M)、年平均2.7億M(公債2.0億M)に対して、銑鉄年平均生産額2.1億M、鋼鉄4.2億M、石炭3.9億M⁽¹⁴⁾である。金融資本の形成促進に、かかる公債に連動した軍事支出が大きな役割を果たしたであろうことはおよそ明らかであろう。

注(13)(14) 戸原四郎『ドイツ金融資本の成立過程』(東大出版会、1963年)付表V・VII・K。なお、鋼鉄は鉄道レール・棒鋼・鋼板・線材などの完成品に限る。また、パドル鋼・溶鋼を合算。

以上のように、金融資本の形成に一役を演じた軍事費は、1880年代末期の急増を公債収入によって支えられ、そのことによってまた公債利払費をも急増せしめた。すなわち、付表17のように、1886年に57.3百万Mだった公債収入は1887年には162.0百万M、1890年には326.2百万Mへと激増し、したがって、公債利払費も1880年代前半における1,000万M台での漸増傾向から1890年には5,000万M近くまで達したのである。

b. 帝国収入と戻税制度

すでに指摘したように、帝国収入の大宗を占めたのは関税収入と租税収入⁽¹⁵⁾である。そこでまず、両収入の動向を概観しておこう。

右のように、I期には120.4百万Mと相当の増収を示している。これは全体として好況によることもさることながら、1879年関税改革によるところが大である⁽¹⁶⁾(関税収入の増加寄与率71.5%)。

これに対してII期の増収は、わずか26.2百万Mにすぎなかった。むしろその原因としては、1883年恐慌とそれに続く不況があげられる。しかしそれでも、

関税収入の方は1885年の関税改正もあって45.2百万Mの増大を示している。この関税収入増加分の60%が消費税の減収によって侵食されたが、その主要原因は、後述のように砂糖税・火酒税を通じたユンカー優遇政策にあったのである。

[単位：百万M]

	関税		消費税		総計	
	増加率	増加額	増加率	増加額	増加率	増加額
I期	79	100	34.2	100	5.9	100
	80	121	28.3	88	-16.7	104
	81	134	17.8	123	49.6	130
	82	138	5.9	111	-16.8	128
II期	83	141	3.5	102	-12.6	126
	84	154	17.7	104	1.8	133
	85	159	7.2	93	-14.6	131
III期	86	172	16.8	92	-1.8	138
	87	186	19.2	99	10.1	148
	88	209	31.5	135	50.3	180
	89	259	66.7	169	48.4	223
	90	272	18.4	184	19.9	234

(付表6による)

注(15) 分担金は付表1のように1883年以降収入としての実質的意義を失った。また、臨時収入たる公債収入に関しては必要な限りで補足するにとどめる。

(16) 1879年関税改革による銃鉄100kg当り1Mという関税率は、1880年代の一連の関税引上に際しても変わるところはなかった。しかし、農業関税は右のように引き上げられた。

[単位：100kg当りマルク]

	小麦	ライ麦	大麦	小麦粉	肉類
1879年	1	1	0.5	2	12
81年	—	—	—	3	—
85年	3	3	1.5	7.5	20
87年	5	5	2.25	10.5	—

出所：P. Ashley, *Modern Tariff History*, London 1904, p. 80.

1880年代中葉のかかる停滞的増勢はⅢ期には飛躍的転換をとげ、Ⅰ期の約2.3倍の増収を達成した。むしろ1887年以降の景気の好転も影響しているが、1887年の諸改革をみのがすことはできない。すなわち、1887年6月24日付法律による火酒税改正、同年7月9日付法律による砂糖税改正、および同年12月17日付法律による関税率引上がこれである。

また、Ⅲ期においては関税増収の方がやや比率が高いが、1887年改革後の1888～90年でみると逆に消費税増収の方の比率がやや高くなっている点にも注目しておいてよいだろう。

以上の動向を念頭におきつつ、それぞれについて、とくに変動著しい消費税についてやや立ち入って見てみよう。

まず、関税収入について注目すべきは次の点である(付表11・12)。

1879年に始まる一連の穀物関税の引上のため農業関税収入の増加率が6.6倍と最も高く、したがって、1880年代前半には50～60%を占めていたと推測される財政関税収入の地位は農業関税収入にとってかわられている。しかも、その農業関税収入の増勢はⅢ期に最も高い。そして、工業関税収入はⅠ期にこそ1.9倍に増加しているが、1879年以降関税率引上のなかったこともあって、Ⅱ期・Ⅲ期を通じてほぼ横ばいで推移し、さなきだに低位の構成比は低下の一途をたどっている。したがって、1880年代とりわけ末期の関税収入の急増は、農業関税収入の増大に負うところが最も大きかったといつてよい。

しかし、1879年に始まる一連の農業関税の引上の意図はユンカー保護にあった。この点についてここでは深く立ち入る余裕はないが、さしあたり次の点を指摘しておきたい。⁽¹⁷⁾

まず1879年穀物関税。これにはビスマルクは最初から不満で、これによって穀物価格に影響をおよぼし得るとは考えていなかった。事実、穀物価格はその後も低落し続けた。そこで、1885年に再び関税率が引き上げられることになった。この時には多数の軽工業製品の関税引上が抱き合わされていたこともあって、工業資本は事態を静観していた。だが、穀物価格の下落はなおもやまなかった。

こうして、1887年の関税率引上となったのだが、100kg当り5Mの高率関税(小麦・ライ麦)はさすがに価格維持効果をもつものであった。だが、やっと効果を発揮するに至ったまさにその時点で工業利害に抵触した。すなわち、1887年関税改正には工業関税の引上は全く含まれなかつたうえに、かかる高率の農業保護関税の設定は、対外的には関税戦争の激化による工業製品の輸出減少をもたらした。対内的にはこの保護関税が穀物価格の維持ないし引上に効果をもった限りで労賃の騰貴を惹起するものだったからである。こうして、農業のための意義ある保護関税は、1891年に始まるいわゆる「新コース」の経済政策によって短命の生涯を終えなければならなかつたのである。

注(17) 以下の農業関税の詳細に関しては、木谷勲「ビスマルクの農業政策とドイツ農業」(『史学雑誌』第69編第6号4-8頁)。

次に消費税収入であるが、付表13によると、先に指摘したⅡ期の減収とⅢ期の増収を主導しているのは砂糖税と火酒税である。1887年を境とする消費税動向の180度の転換は、この両税を通じた砂糖製造業者・火酒醸造業者に対する優遇政策の転換によるものであった。そこで、この両税による優遇措置の事実経過について略述したうえで数量的動向をふまえ、それに基づいてその歴史的意義について検討していくことにする。その際、必要な限りで1890年代以降の展開についても言及することになるだろう。

まず砂糖税。これは北ドイツ連邦の1869年税法を継承した原料課税方式によるもので、生産者優遇措置として知られる輸出奨励金制度は1861年から導入されていた⁽¹⁸⁾。この輸出奨励金制度は、砂糖が輸出された場合には税額の払戻を受けることができるというものであるが、納税額の単なる払戻ではなかった。すなわち、納税が実際に用いられた原料の量に応じて行なわれたのは当然であるが、払戻額は現実の歩留よりも低い評価に基づいて法定されたので、納税額を超過する秘密プレミアムが発生していたのである⁽¹⁹⁾。

1887年7月9日付法律(1888年8月1日施行)により、原料税率がてんさい100kg当り1.7Mから0.8Mに引き下げられ、新たに製品税(砂糖100kg当り12M)が設けられた⁽²⁰⁾。ここに砂糖税は両税の混合体系をとるに至った⁽²¹⁾。本法により払戻率は半減し、すぐあとでみるように優遇措置のために庄

注(18) 武田隆夫編『帝国主義論』上(東大出版会, 1961年)295-296頁, 大島「確立期」145頁, 野津前掲書, 165-166頁。

(19) 秘密プレミアムは次のようにして発生していた。

①実際の歩留	砂糖100kg-てんさい850~950kg
②評価された歩留	砂糖100kg-てんさい1250kg
③課税率	てんさい100kg当り1.6M(1869~86年7/31)
④納税額	$1.6 \times \frac{850-950}{100} = 13.6 \sim 15.2$ (平均14.4)M
⑤払戻額	$1.6 \times \frac{1250}{100} = 20$ M
⑥秘密プレミアム	$20 - (13.6 \sim 15.2) = 4.8 \sim 6.4$ (平均5.6)M

①・②武田編前掲書, 296頁 ③St. Jahrbuch, 1895, S. 182

⑥法定払戻額は各種砂糖に付き17.25M, 21.5M, 20.15M(平均19.67M)であった(RGB1. 1887, S. 310)。

なお、大野英二『ドイツ金融資本成立史論』(有斐閣, 1956年)162頁*によれば、粗糖100kg当り5.46Mの秘密プレミアムが生じていたというから、5.5M前後であったとみてよからう。

(20) RGB1. 1887, S. 308ff., Ges. v. 9. Juli 1887.

(21) 税率が0.8Mに引き下げられたため、納税額6.8~7.6(平均7.2)M, 払戻額10M(法定額は8.50M, 10.65M, 10.00M, 平均9.72M), 秘密プレミアム2.4~3.2(平均2.8)Mとなる(歩留は注(9)に同じとして算出)。また、大野上掲書(162頁*)も粗糖100kg当り2.5Mとしているので、いずれにせよ1887年改正によって秘密プレミアムが半減したことは明らかである。

*注(19)(21)で参照した大野氏の叙述には誤りが含まれているので指摘しておく。「…粗糖100キログラム当り5.46マルクの輸出奨励金を確保していた。87年7月9日の砂糖税法により、…原料課税払戻しからえられる輸出奨励金は粗糖100キログラム当り2.50マルクに減少したが、…それでもなお砂糖税払戻額は砂糖税額を凌駕していたほどであった」というのだが、ここでは「輸出奨励金」=「砂糖税払戻額」としなければこの文脈は意味をなさない。だがそうすると、上述の法定払戻額と著しく異なることになるので、「輸出奨励金」は秘密プレミアムと読みかえなければならない(本稿ではそうした)。ところがそうすると、秘密プレミアムとは「砂糖税払戻額」が「砂糖税額を凌駕」する部分にはかからないのだから、最後の文は無意味になる。

迫を受けていた砂糖税収入は、1887年を減退の底として以降増勢に転じたのである。

1891年5月31日付法律(1892年8月1日施行)により、混合体系が改められ製品税に一本化されるとともに税率が18Mに引き上げられた。原料課税方式の廃止により秘密プレミアムは消滅したが、定額輸出奨励金制度が設けられることになった。この定額輸出奨励金制度は、当初1892年8月1日から1897年7月31日に至る経過措置により漸次廃止されることになっていたが、⁽²²⁾1896年の砂糖税法により各種砂糖100kg当り2.5M, 3.0M, 3.55Mが永久に交付されることになった。そしてその財源確保のために、製品税率が20Mに引き上げられた。⁽²³⁾

また、1896年同法により、右のような製糖経営税(付加税)に加えて、製糖経営税付加税(再付加税)が課せられることになった。再付加税は、各製造所に対して一定の製造高を割り当て、その割当を超えるものについて100kg当り2.5Mを課すというものであった。⁽²⁴⁾

製造高	付加税 (100kg当り)
400万kgまで	0.1M
400万超500万kgまで	0.125M
500万超600万kgまで	0.15M
600万kg超: 100万kgごとに	0.025M

いわゆる生産規制である。

1903年1月6日付法律により、定額輸出奨励金制度と製糖経営税は廃止され、製品税率が14Mに引き下げられた。⁽²⁵⁾

付表14によれば、砂糖税は次のような数量的動向を示している。

Ⅱ期には加工てんさい量・粗収入が相当増大しているにもかかわらず、優遇措置額の激増(粗収入中の7~80%)のため帝国収入分は激減している。だがⅢ期には、1887年改正による原料税の副次化に伴う優遇措置額の大幅の減少のため、帝国収入分の減退は1887年に底をつき、1889・90年にはこれまでにない増加ぶりを示すに至った。

また、1890年代前半には、1891年の原料税廃止や不況も手伝って粗収入は相当減少しているが、同時に秘密プレミアムの消滅で優遇措置額が粗収入中の10%台に激減しているため、帝国収入分はⅢ期の増勢を維持ないし凌駕している。1890年代後半には、製品税率の引上や製糖経営税・同付加税の新設に好況も加わって粗収入は順調な伸びをみせている。優遇措置額は1896年改正による輸出奨励金の若干の引上と固定化により、3,000万M台、粗収入中20%台に安定化するに至っている。この結果帝国収入分は、前期以上の増勢傾向を示している。

このようにみてくるならば、ひとくちに砂糖税を通じた生産者優遇措置といっても、1880年代と

	各種砂糖100kg当 りマルク	各種砂糖100kg当 りマルク
注(22) RGBI. 1891, S. 295ff., Ges. v. 31. Mai 1891.	1892年8/1	1895年8/1
なお、経過措置は右のようであった。	1895年7/31	1897年7/31
	11.25, 1.65, 2.00	1.00, 1.25, 1.40

(23)(24) RGBI. 1896, S. 109ff., Ges. v. 27. Mai 1896. なお、藤本建夫「ドイツ帝国財政制度に関する一試論—帝国相続税の導入をめぐる—」(『経済学論集』第17巻第2号)90頁によれば、この1896年法による製品税が払い戻され、さらに輸出奨励金が支給されたとなっているが、全くの誤りである。

(25) RGBI. 1903, S. 1, Ges. v. 6. Januar 1903.

1890年代とでは性格を異にしており、とくに1890年代前半を境とした1880年代中葉における大優遇措置(粗収入中最高で89.2%)と、1890年代後半における20~25%での定着というコントラストは誰の目にも明らかであろう。

次に火酒税。これは北ドイツ連邦の1868年7月8日付法律の継承によるもので、容器税(Maischbottichsteuer)と原料税(Materialsteuer)から成っている⁽²⁶⁾。すでに同法により「輸出用火酒」について戻税制度が設けられていたが⁽²⁷⁾、1879年には「国内工業用火酒」についてもこの戻税制度が適用されることになった⁽²⁸⁾。戻税率はともに100%アルコール換算の火酒100lにつき16Mであった⁽²⁹⁾。付表15(a)・(b)に示した優遇措置額がこれである。この優遇措置は、1887年6月24日付法律による火酒税改正で大きな転換をとげた。その改正内容は以下のようである⁽³⁰⁾。

火酒消費税の新設。これは、人口1人当り消費量を100%アルコール換算の火酒4.5l(南独諸邦は3l—§47)と定めて各邦に割り当て、この割当量内で生産された火酒については100%アルコール換算の火酒1lにつき0.5M、これを超過して生産された火酒に関しては0.7Mを課すというものであった(§1)。これは一種の生産制限といってよいが、重要なのは次の点である。すなわち、人口1人当りの消費量評価が実際の需要よりも低位であったため、割当量を超えて生産された火酒の販売価格(100%アルコール換算の火酒1lにつき0.7Mが転嫁された価格)によって全体の火酒価格が決定された。このため、割当量内で生産すればよい火酒醸造業者は、100%アルコール換算の火酒1lにつき0.5Mの火酒消費税を納入しながら、販売価格には0.7Mを転嫁することができ、差引0.2Mの追加利潤を受け取ることになったのである。いわゆる「愛の贈物」(Liebesgabe)⁽³¹⁾である(付表16)。

注(26)(27) Bundesgesetzblatt, 1868, S. 384ff., Ges. v. 8. Juli 1868. 本法によれば税率は次のようであった。

{	容器税	一般醸造	20クワート容器に付き3銀グロッシュェン
		農家醸造	" 2銀グロッシュェン6ペニヒ
		原料税: 60クワート容器に付き、各種原料により4グロッシュェン, 8グロッシュェン, その他各邦大臣の決定するものもある	

(28) RGBl. 1879, S. 259, Ges. v. 19. Juli 1879. 野津前掲書(183頁)では、本法により「輸出用火酒」と「工業用火酒」とについて戻税制が設けられたとされているが誤りである。

(29) St. Jahrbuch, 1886, S. 211 Anm. 2. なお、この場合も実際の納税額を超える秘密プレミアムが、主として農家醸造に対して生じていた。注(26)に示した税率に基づいて実際に納税された額は、100%アルコール換算の火酒100lにつき14.20Mだったというから、秘密プレミアムは1.8Mである(J. Wolf, Das neue deutsche Reichsbranntweinsteuergesetz, in: Finanzarchiv, Jg. 5. 1888, S. 246)。

(30) 以下の説明は、RGBl. 1887, S. 253ff., Ges. v. 24. Juni 1887による。

(31) Gerloff, a. a. O., S. 450. なお、この「愛の贈物」に関しては、次のような種々の誤解がみうけられる。

① 武田編前掲書, 295頁。

「これは(火酒消費税—引用者)各納税区に対して、人口1人当り4.5リットル(純アルコール換算の火酒量)として計算した量までの生産高には、1リットル当り0.5マルク、この量をこえる生産高にはさらに1リットル当り0.2マルクの付加税を分賦課税するものであった。…右の一定量をこえる生産高に課される0.2マルクの付加税は、それだけ火酒価格を引上げ、従来の醸造業者に追加利潤をあたえるという意味で『愛の贈物』とよばれ、彼らに対する補助金の役割を果たしたのであった。」

なるほど、追加利潤は0.2Mに違いないが、これは0.5Mと0.7Mという二重税率によって生ずる差額であって、消費税付加税としての0.2Mではない。

消費税付加税の新設。これは、工業醸造所に対して100%アルコール換算の火酒1ℓに付き0.2Mを課すものであった。したがって、工業醸造所については「愛の贈物」は事実上発生しない仕組みになっていたのである (§ 42 I)。

また、これまでの容器税・原料税も改正された。多糖類原料(馬鈴薯・穀物)による農家醸造と二糖類原料(糖みつ等)による一般醸造とに対する容器税は、どちらも容積100ℓ当り1.31Mに統一され (§ 41 I, II), 単糖類原料(果実)による醸造に対する原料税は、果実の種類に応じて100ℓ当り0.35M, 0.45M, 0.5M, 0.85Mが課せられることになった (§ 41 III)。

以上のような改正の後、帝国収入による直接的な資金給付たる戻税制において、火酒醸造業の生産性の上昇によって100%アルコール換算の火酒100ℓ当りの秘密プレミアム受取額の上昇はあったものの、⁽³²⁾ ロシアによる同様の措置のために輸出が減退したことで、⁽³³⁾ 全体としての戻税額は付表15(b)

② 伊東弘文「ドイツ帝国主義財政の帰結をめぐって」(『商経論叢』第10巻第2・3号) 168頁。

「…火酒醸造業者に対して、払戻し税の形で巨額の優遇措置(いわゆるリーベス・ガーベ)が講じられていたのである」(傍点一引用者)。

ここで氏は、本稿で筆者の掲げた付表16と同様に、Wittから同じ表を引用しておられる。同表が「愛の贈物」を示していることに違いはないが、これは氏のいわれるような「払戻し税」の形で行なわれていたのではない。

③ 大野前掲書、162頁。

「…醸造業者は、飲料用火酒に課税されたとしても、国内の火酒消費高にたいして100リットル当り20マルクの火酒税払戻しをうけており、しかも火酒税総額だけ消費価格を高めて、二重の利益を抽出していたのである」(ゴシック、傍点、斜線一引用者)。

この叙述は非常にわかりにくい。傍点部分によって最も好意的に解釈すれば、「火酒醸造業者は『二重の利益』を得ていたが、そのひとつは『払戻し』によるものであり、もうひとつは火酒税を『消費価格』に転嫁することによって生ずるものである」ということになる。だが、「火酒税払戻し」は輸出用・工業用火酒について行なわれていたものであり、しかもその払戻額は100%アルコール換算の火酒100ℓに付き16Mだったのだから、ゴシックの部分は全くの誤りである。逆にゴシックの部分が正しいとすれば、これは明らかに「愛の贈物」を示すものであるから、この「愛の贈物」が「払戻し」の形で行なわれていたということになる(こういう解釈の具体例が②の伊東氏の叙述である)。したがって、この場合には「払戻し」の部分が正しくない。さらに、この「払戻し」の部分を無視して前半部分を「愛の贈物」と解釈した場合には、これに続く後半部分も「愛の贈物」にはかならないのだから、「二重の利益を抽出していた」ことにはならない。

④ 木谷前掲論文、14頁。

「…国内の火酒消費量の4分の3にあたる約230万ヘクトリットルが既存の火酒工場に割当てられ、この分には100リットルあたり50マルク、この割当量を越える生産量には70マルクを課するという点にあった。この二重の消費税のおかげで既存の火酒工場主は、自分に割当てられた火酒100リットルにつき二重の消費税の差額20マルクの4分の3、すなわち15マルクを消費者の犠牲において唯もうけできたわけであった」。

この見解は、「個即全」という大前提に立つものである。既存の全火酒工場主を一個人で代表させると、全消費量=全生産量(便宜上これを400ℓとする)のうち3/4(300ℓ)が割当量で1/4(100ℓ)が割当超過量だから、納税額は割当内については300ℓに対して150M、超過分については100ℓに対して70M、計400ℓに対して220Mとなり、販売時の転嫁価格は400ℓに対して280Mとなって、なるほど400ℓに対して60Mすなわち100ℓにつき15Mの「愛の贈物」が生ずる。だが、これは全火酒生産量100ℓ当りの「愛の贈物」であり、各個の火酒工場主全員が自己の生産量の3/4を割当内とし1/4を超過分として一律に生産するものとしないう限り、各個の火酒工場主についての「愛の贈物」たり得ない。逆にいえば、当然のことであるが各個の火酒工場主の中には、自己の生産量をすべて割当内で押さえることのできる者もいれば、その割当を超過してでも生産量の増大によって利潤の獲得をはからねばならぬ者もいる。この場合、前者については必ず100ℓ当り20Mの「愛の贈物」が生じ、後者については20Mのうちどの程度の「愛の贈物」を得るかは自己の生産量に占める割当分の割合に応じて異なる。だが、後者の場合も割当分については100ℓ当り20Mを得るのである。

(32) 火酒醸造業の大部分(80%)は馬鈴薯による農家醸造なので(Ebenda, S. 449)、これについての秘密プレミアムを確認しておこう。容器税の納入額は、100%アルコール換算の火酒100ℓについて平均13Mである(Wolf, a. a. O., S.251)。

のように大幅に減少した。それと同時に、優遇措置そのものの重心は「愛の贈物」の方に移った。

しかしながら、1895年6月16日付法律により、輸出用・工業用火酒に対して新たに100ℓ当り6Mの補完的戻税制が設けられ、その財源確保のため消費税特別付加税として火酒醸造税が設けられた。⁽³⁴⁾この醸造税においては、農家醸造よりも工業醸造の負担の方がはるかに大きかったといわれる。⁽³⁵⁾

以上の火酒税の場合は、砂糖税とはやや異なる数量的動向を示している。

付表15(a)・(b)によると、この火酒税戻税制による優遇措置は、砂糖税と較べるともともと少額で、粗収入中に占める比率もきわめて低かった（最高額を示す85年でも27.1%）。それゆえ、1880年代中葉にひとつのピークを形成しているとはいえ、そのことによって帝国収入分が激減することはなかった。同様に、1890年代前半には、砂糖税におけるような戻税制の廃止はなかったので、戻税額はむしろ増勢にある。

しかしながら、両者の間には共通点も見出し得る。すなわち、戻税制による優遇額については、1890年代前半をはさんで、それ以前の時期において形成されたピークから大幅減少、それ以後の時期における安定化傾向（むしろ1892年以降の砂糖税については既述のように、戻税によらない額奨励金）、帝国収入分については、1887年改正による激増（但し火酒税の場合は、消費税・同付加税による粗収入そのものの激増）と以降の高位安定化である。

だが、「愛の贈物」を含めないでみた両税による優遇措置の推移は、右のようにほぼ砂糖税による動向に規定されて上に確認した傾向を示しているものの、「愛の贈物」を含めてみると、1880年代末期の大幅減少は打ち消され、むしろこの時期にピークが形成されている。

すなわち、1880年代中葉には主として砂糖税戻税制を通じて優遇政策はひとつのピークに達した。だが、かかる戻税制による収入圧迫が、前項でみたような帝国財政の来た

るべき帝国主義的展開へ向けての準備活動にとって障害となるに至って、かかる方法での優遇措置は転換を余儀なくされた。代わって登場したのが、大衆課税強化である火酒消費税の導入による収入基盤の拡充と抱き合わされた「愛の贈物」である。これによって1880年代末期には優遇政策が強化されたのである。

ところが、この「愛の贈物」をもってしても、1890年代前半の生産者に対する恩恵一般の激減は

〔単位：百万M〕

愛の贈物を		
	含まない	含む
1879～82年	63.7	63.7
1883～86年	121.3	121.3
1887～90年	90.9	129.9
1891～95年	40.7	82.7
1896～1900年	45.6	89.1

（付表14・15・16による年平均）

戻税率は不変なので秘密プレミアムは3Mである（大島「確立期」148頁も同額を示している）。

注(33) P.—C. Witt, *Die Finanzpolitik des Deutschen Reiches von 1903 bis 1913*, Lübeck und Hamburg 1970, S. 46.

(34) RGl. 1895, S. 265ff., Ges. v. 16. Juni 1895.

(35) Witt, a. a. O., S. 46 Anm. 190.

補填され得なかった。したがってまた、1890年代後半における、前半をやや上回る水準での定着傾向も否定され得ない。⁽³⁶⁾

では、以上の優遇政策の推移について、われわれはいかなる歴史的な意味を見出し得るだろうか。

1880年代を中心とする時期においては、大農ないしユンカー経営の存立基盤となっていた農村過剰労働力が、重工業の発展とともにこれに吸収され、農業経営自身は、農業恐慌のさなかにあつて抵当が抵当をよぶという危機的事態に立ち至っていた。かかる事態からの脱出策は、農業経営を穀物中心から馬鈴薯・てんさいの栽培に転換しつつ、これらを原料とする食品工業（製糖業・火酒醸造業等）を發展させることに求められた。⁽³⁷⁾ こうして、100ha以上のいわゆるユンカー経営は多くの火酒工場や製糖工場をもつに至つたのである。⁽³⁸⁾

かかる状況は、資本主義の帝国主義段階への転換とともに、資本自身がつくり出したものといつてよく、その意味で、1880年代中期・末期の大優遇政策は、ユンカー経営の農村工業資本家的経営への転換促進剤であつたといえよう。⁽³⁹⁾

だが、ユンカー経営として伝統を誇るドイツ大農業経営にとっては、関税率の引上とともにかかる優遇政策は、農業自身が「風前のともしび」であることを示すと同時に、この「ともしび」からすれば、優遇額の大きさは「落日の輝き」にほかならなかつたといつてよい。

事実、金融資本確立の前兆を示す1890年代前半には、資本の攻勢の前にユンカーは政治的にも孤立せしめられるに至つた。高度農業保護関税率の資本利害への抵触に伴つてのその引下や1891年砂糖戻税制の廃止に伴う、「愛の贈物」をもつてしても補填し得ない優遇措置の大なる後退は、かかるユンカー孤立の財政的および関税政策的表現にほかならない。ここにユンカーは資本にとってやっかいな伴呂なることを明白につきつけられたのである。

これに対して、1890年代後半における安定化傾向は、ドイツにおける帝国主義政策の本格化と相俟つて、ようやく確立した金融資本による、いわゆる「社会の多元的編成」ないし「帝国主義的な利害統合」の一環として、ユンカーに対しての積極的動員が開始されたことを示すものと考えられるのである。その意味では、いわゆる「結集政策」の前奏曲の位置を占めるものといえよう。⁽⁴⁰⁾

注(36) 関税政策に関しても、以上と同様の経過を指摘し得る。すなわち、1887年農業関税引上、1890年代前半通商条約政策による穀物関税引下、1890年代後半穀物関税再強化気運の上昇である。

(37)(39) 武田編前掲書、178-185頁。

(38) たとえば、火酒工場の兼営状況は右のようであつた（木谷前掲論文、23頁）。

(40) 以上については、簡単に、①単なる防衛的な保護・優遇政策から、②1890年代前半の転換期を経て、③資本自身の積極的に要請する政策へと変質していった、と総括することがで

経営規模 (ha)	農業経営数	うち火酒工場をもつ 経営数
5~10	375,738	843
10~20	386,321	1,124
20~50	246,822	1,226
50~100	42,439	642
100~200	11,501	765
200~500	9,814	981
500~1,000	3,629	809
1,000以上	515	183

なお、関税・消費税収入は1887年を境に激増したが、そのことによって急増する帝国経費が十分に満たされることはなかった。最後にこの点に関して、公債とのかかわりで補足しておきたい。

すでにみたように、1880年代中期の関税・消費税収入は停滞状況にあったが、それでも経常収入(分担金を除く)は1879~86年に159.4百万M増大した(うち関税を含む税収増加額は106.2百万M)。これに対して、同期間の臨時費を含む総経費(分与金を除く)の増加額は63.8百万Mにとどまった。この結果、臨時収入により支弁されるべき経費額は1879年の156.8百万Mから1886年の61.3百万Mへと大幅に減少した(付表1・2・4・6)。したがって、公債による資金調達額は63.3百万Mから57.3百万Mに減少しているのである(付表17)。

ところが、1887年に始まる軍備増強により、総経費(分与金を除く)は1886~90年に472.3百万Mもの急増ぶりを示した。これに対して経常収入(分担金を除く)は、確かに関税を含む税収の大幅増(272.3百万M)に基づいて325.1百万Mの増大を示したが、臨時収入により支弁されなければならない経費額の激増(61.3百万Mから208.4百万Mへ)はおおむねもなかった(付表1・2・4・6)。

こうして、付表17のように公債による資金調達額は、1887~90年平均で216.2百万M(うち197.2百万Mは軍事費を支弁)にもものぼるに至り(公債依存率1887年18.2%, 1888年21.5%, 1889年17.9%, 1890年26.9%), 発行残高は1890年には10億M台に達したのである。それとともに、これまで帝国財政運営上の運転資金の一時的調達手段として重要であった帝国財務省証券(Schatzanweisungen)の発行高は、1883~86年平均194.6百万Mから1887~90年平均31.5百万Mに激減したのである(付表17)。

むすび

1879年の財政・関税改革と帝国財務省の設置により、収入面・機構面で一定の強化をみた帝国財

きよう。かかる観点から1894年輸入証明書制度についていえば、確かにこれによって穀物関税引下で失ったものが取り戻されたといつてよい(大島「確立期」150頁、高橋精之「第1次世界大戦に至るドイツ関税政策の推移とその意義」『土地制度史学』第18号、35頁)。しかし、1890年代初期以降、農業は二度と以前の威厳を取り戻すことはできなかった。そしてまた、1880年代の穀物関税が、工業関税のような輸出超過を展望したものではなく、多分に防衛的性格であったのに対して、この輸入証明書制度は輸出奨励金の働きをして、ついには輸出超過を導く、その出発点となったものといつてよく、過剰生産に捌け口を与えるという攻勢的性格への転換点をなしているのである(高橋上掲論文参照)。かかる意味で、この輸入証明書制度は1880年代の延長上にあるのではなく、むしろ③の出発点の位置にあるものと考えられるのである。

注(41) 公債の主として軍事費と連動しての対重化学工業部門需要形成機能については、前項で触れた通りであるが、さらに銀行にとってかっこうの投資対象であった点が指摘されるべきであろう。すなわち、1880年代には諸銀行はこの公債を通じて国家権力と一般的な結合関係を結ぶとともに、この公債引受を一種の安全弁としつつ有利・有効な資金運営を行ない得た。このことは同時に、金融資本確立の布石を整えることにもなった。金融資本確立以降の銀行が「工業のための銀行」であるのに対して、この時期の銀行が「公債のための銀行」とよばれる所以である〔以上詳細については、武田隆夫「ドイツ公債についての覚書—金融資本成立との関連においてみた—」(玉木・末永・鈴木編『マルクス経済学体系—宇野弘蔵先生選集—』下巻、岩波書店、1957年、94-98頁)、戸原前掲書、216-219頁、大島「確立期」169頁以下、大野前掲書、52頁〕。

ドイツ帝国財政の形成と展開（下）

政は、その後も一連の関税引上や税制改革を伴いながら、1870年代よりもはるかに大きな規模に成長した。その展開の特徴を簡単に総括しておこう。

ドイツにおける資本主義の発展は、いわゆる「大不況期」において金融資本の形成期を迎える。それとともに、財務行政機構を含む国家機構が整備され、1880年代には、政治的・経済的発展を反映して、国家機構費・財務行政機構費のめざましい増大をみた。一定の中央集権化の進展とあってよい。また、それに伴って文官恩給費も大いに増大した。さらに、国庫負担を伴う社会保険の法的確定や植民地関係費の初登場は、帝国財政のせまりくる帝国主義的展開へ向けての準備活動の開始を示すものといつてよからう。その点では、とりわけ1880年代末期の軍事費に主導された経費の急増に注目しなければならない。また、かかる軍事費の動向と合わせて、軍備拡充の社会的裏付の役を果す軍人恩給費のゆるやかな増加傾向にも注意しておいてよいだろう。

これらに加えて、官業費、運河建設費は、軍事費とともに、公債による支弁を支えとしながら、経済過程、なかんずく重化学工業部門に対する巨大な需要の追加形成を通じて、資本の集積・集中、独占化、したがって金融資本の形成を促進する機能を果たした。

かかる経費動向の特徴に対して、収入面においては、とりわけ農業関税と火酒税・砂糖税による生産者優遇措置とが問題となった。

1880年代中期・末期の対ユンカー大優遇・保護政策は、政治支配集団の出身階層の大部分がユンカーであることと関連して、その政治力の強さの表現とみられることがよくある。しかしながら、それも、歴史の主流にあって形成されつつある金融資本の利害に対する抵触を上限としているということが、優遇・保護政策の強化・行き過ぎによって導かれたユンカーの政治的孤立という事態になって明らかにされた。

したがって、この大優遇・保護政策の中には、その上限を超えてまでも防衛策を必要としていたユンカーの必死のあがきが映し出されているのである。確立した金融資本が、「帝国主義的な利害統合」の一環として、ユンカーに対して積極的に動員を試みることになる1890年代後半以降の様相とは大いに趣を異にしているといえよう。

なお、しかしながら、収入圧迫的な優遇政策の転換・排除と抱き合わされた間接税強化によっても、先の軍事費に主導された経費の急増は充足し得ず、公債発行の激増をもたらさざるを得なかった。この点は、ドイツ帝国主義の本格的展開に伴って、帝国財政高権の連邦分立主義体制に根ざす根本的な脆弱性の問題として、最後まで尾を引くことになるのである。

以上のように、1880年代の帝国財政は、金融資本の形成期という経済過程の過渡的性格を色濃く反映するものであったと考えられるのである。その意味で、1890年代後半以降の様相に引きつけ一括して論じることのできない性格のものといえよう。

（慶應義塾大学大学院経済学研究科博士課程）

以下の諸表においては、ある項目の数値が他の諸項目の数値の演算結果であるという関係にある時、後者の直接的な演算結果と前者とは丸目のため一致しない場合がある。

付表1：分担金と分与金 [単位：百万M]

年度	分担金(1)	分与金	分担金超過分
1872	82.3		82.3
1873	59.1		59.1
1874	51.4		51.4
1875	51.7		51.7
1876(2)	55.8		55.8
1877	64.2		64.2
1878	70.2		70.2
1879	72.1	8.0(3)	64.1
1880	64.1	38.2	25.9
1881	85.2	68.0	17.2
1882	84.8	83.5	1.4
1883	74.0	85.5	-11.5
1884	64.0	105.0	-41.0
1885	102.8	115.8	-13.0
1886	119.2	137.1	-17.9
1887	170.9	176.3	-5.4
1888	207.8	277.8	-70.0
1889	215.3	355.0	-139.8
1890	301.1	378.9	-77.8

出所：W. Gerloff, *Finanz-und Zollpolitik...*, S. 522.

(1)本表の分担金額が本来の分担金である。すなわち、付表4の分担金額には、南独諸邦が帝国に対して支払う、郵便・電信事業剰余金・ビール税収入等の留保代償金が含まれているため、本来の金額を上回るものとなっているのである(J. Popitz, *Ausgleichung*, in: *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 4. Aufl., Bd. III, 1926, S. 1302 Anm. 2)。

(2)会計年度変更のため76年度だけ76年1月1日~77年3月31日となっている。以下の諸表も同様である。

(3)St. Jahrbuch, 1886, S. 200.

ドイツ帝国財政の形成と展開 (下)

付表2：帝国経費

() 内は構成比 (%) (単位：百万M)

年度	国家機構費(1)	軍事費(2)	官業費(3)	うち郵便・ 電信、鉄道	運河建設費	財務行政費(4)	社会文化費(5)	計(6)	対GNP(7) 比率(%)
1872	6.7(1.2)	366.1(66.1)	107.8(19.5)	107.6	—	23.8(4.3)	49.2(8.9)	553.6	3.7
73	11.6(2.2)	333.7(63.0)	131.8(24.9)	131.1	—	3.4(0.6)	49.0(9.3)	529.5	3.5
74	12.1(2.2)	349.1(63.2)	141.4(25.6)	137.5	—	2.8(0.5)	47.0(8.5)	552.4	3.5
75	10.3(1.6)	414.1(64.4)	166.4(25.9)	157.3	—	3.6(0.6)	48.9(7.6)	643.3	4.1
76	14.0(1.7)	497.0(61.7)	229.1(28.4)	196.3	—	4.5(0.6)	61.4(7.6)	806.1	5.0
77	12.6(1.8)	435.6(62.3)	187.8(26.9)	161.7	—	13.5(1.9)	49.3(7.1)	698.7	4.3
78	12.8(1.8)	442.3(62.6)	192.6(27.3)	168.1	—	9.2(1.3)	49.7(7.0)	706.5	4.4
79	13.7(2.0)	405.1(59.2)	196.4(28.7)	171.3	—	19.3(2.8)	49.5(7.2)	684.0	4.2
80	13.7(2.0)	409.7(59.1)	166.2(24.0)	163.5	—	54.1(7.8)	49.2(7.1)	692.9	4.2
81	13.3(1.7)	434.1(56.9)	180.2(23.6)	177.7	—	85.8(11.3)	49.0(6.4)	762.4	4.5
82	19.8(2.6)	407.1(54.2)	171.8(22.9)	168.9	—	104.0(13.8)	48.8(6.5)	751.5	4.4
83	15.2(2.0)	404.1(53.7)	176.9(23.5)	174.1	—	108.6(14.4)	48.5(6.4)	753.3	4.3
84	14.1(1.8)	416.1(52.9)	178.6(22.7)	175.6	—	128.7(16.4)	48.6(6.2)	786.1	4.4
85	15.8(1.9)	423.7(52.0)	185.2(22.7)	180.7	—	141.9(17.4)	48.5(6.0)	815.1	4.5
86	20.0(2.3)	446.5(50.9)	191.0(21.8)	186.7	0.2(0.0)	168.3(19.2)	50.8(5.8)	876.8	4.7
87	21.0(2.0)	581.0(54.5)	198.0(18.6)	194.7	2.3(0.2)	210.1(19.7)	53.0(5.0)	1,065.4	5.5
88	22.8(1.9)	601.6(49.2)	216.0(17.7)	212.7	5.9(0.5)	321.1(26.3)	55.2(4.5)	1,222.6	6.1
89	27.1(2.0)	596.2(44.9)	224.9(16.9)	221.0	14.1(1.1)	403.8(30.4)	60.7(4.6)	1,326.8	6.3
90	30.7(1.9)	791.2(49.7)	251.8(15.8)	247.3	17.5(1.1)	437.1(27.5)	62.7(3.9)	1,591.0	7.4

資料：St. Jahrbuch 各年版より作成。

- (1) 議会運営費、帝国宰相および帝国宰相官房、外務省、内務省、司法省、鉄道省、エルザス・ロートリンゲン省の各経費の合計。
- (2) 陸軍費(バイエルンを含む)と海軍費の合計。
- (3) 郵便・電信事業、鉄道事業、帝国印刷局、造幣局の各経費の合計。
- (4) 公債管理費・利払費、会計検査院経費、分与金を含む財務省経費の合計。
- (5) 普通恩給基金からの支出、帝国傷痍軍人救済基金からの支出の合計。
- (6) 普仏戦争の事後処理費は含まない。
- (7) 国民所得の数値は、W. G. Hoffmann u. J. H. Müller, *Das deutsche Volkseinkommen 1851-1957*, Tübingen 1959, S. 39 による。

付表3：經常費・臨時費(普仏戦争事後処理費・官業費除く)および經常収入(分担金除く)

(単位：百万M)

年度	經常費	うち軍事費	臨時費	計	經常収入(1)
1872	338.4	281.6	107.3	445.8	199.8
73	324.5	267.5	73.3	397.7	312.4
74	344.3	287.5	66.7	411.0	310.4
75	395.8	336.6	81.1	476.9	321.3
76	505.0	429.4	71.9	577.0	419.8
77	406.3	341.7	104.6	510.9	335.0
78	409.2	341.4	104.8	513.9	330.0

資料：St. Jahrbuch, 1886, S. 190-191 より作成。

- (1) 付表4の合計から付表1の分担金と官業費一般会計経費を控除して算出。

付表4：分担金を含む経常収入

()内は構成比(%) [単位：百万M]

年度	関税・租税収入(1)	官業収入(2)	傷痍軍人救済基金(3)	雑収入(4)	分担金(5)	計
1872	169.1 (43.4)	125.4 (32.2)	—	1.2 (0.3)	94.1 (24.1)	389.8
73	263.5 (52.4)	137.2 (27.3)	25.9 (5.1)	2.7 (0.5)	73.9 (14.7)	503.2
74	252.7 (50.2)	147.3 (29.3)	33.9 (6.7)	2.3 (0.5)	67.1 (13.3)	503.2
75	252.7 (48.5)	159.0 (30.5)	38.3 (7.4)	2.3 (0.4)	69.0 (13.2)	521.3
76	311.1 (45.6)	223.5 (32.7)	49.7 (7.3)	9.4 (1.4)	89.2 (13.1)	683.0
77	243.9 (43.1)	186.7 (33.0)	40.8 (7.2)	13.6 (2.4)	81.1 (14.3)	566.0
78	241.7 (44.6)	164.4 (30.3)	39.4 (7.3)	9.0 (1.7)	87.3 (16.1)	541.8
79	282.1 (47.7)	172.3 (29.1)	39.4 (6.7)	7.9 (1.3)	89.4 (15.1)	591.2
80	294.2 (49.1)	179.9 (30.0)	36.4 (6.1)	7.4 (1.2)	81.7 (13.6)	599.6
81	367.9 (51.8)	193.5 (27.3)	35.0 (4.9)	10.0 (1.4)	103.3 (14.6)	709.6
82	362.1 (51.1)	200.0 (28.2)	33.4 (4.7)	9.8 (1.4)	103.7 (14.6)	709.0
83	355.1 (51.0)	207.9 (29.9)	31.7 (4.6)	8.5 (1.2)	92.7 (13.3)	695.9
84	375.0 (52.2)	217.0 (30.2)	30.7 (4.3)	10.7 (1.5)	84.4 (11.8)	717.8
85	368.9 (49.0)	221.5 (29.4)	29.8 (4.0)	10.8 (1.4)	122.4 (16.2)	753.5
86	388.3 (48.7)	231.3 (29.0)	29.4 (3.7)	9.4 (1.2)	139.2 (17.5)	797.7
87	417.3 (46.9)	244.3 (27.4)	28.6 (3.2)	12.8 (1.4)	186.9 (21.0)	889.9
88	507.4 (49.6)	255.8 (25.0)	27.4 (2.7)	13.1 (1.3)	219.4 (21.4)	1,023.2
89	629.4 (53.7)	272.9 (23.3)	26.9 (2.3)	15.2 (1.3)	228.1 (19.5)	1,172.4
90	660.6 (50.6)	284.9 (21.8)	26.1 (2.0)	20.7 (1.6)	312.4 (23.9)	1,304.7

資料：St. Jahrbuch 各年版より作成。

- (1) 連邦領域内にありながら関税区域外にある地区からの徴収金を含む。
- (2) 郵便・電信事業、鉄道事業、帝国印刷局、造幣局の各収入の合計。
- (3) 国庫資金貸付収入を含む。
- (4) ライヒスバンク納付金・発券税収入を含む。
- (5) 南独諸邦よりの留保代償金を含む。

付表5：郵便・電信事業、鉄道事業収支

[単位：百万M]

年度	郵便 電信 事業							鉄 道 事 業					
	経常支出	経常収入	収益	収益率%	臨時費(1)		経常支出	経常収入	収益	収益率%	臨時費(2)		
					一般会計	特別会計(公債)					一般会計	鉄建基金	公債
1872	85.9	100.0	14.0	16.3	2.0	—	19.7	25.2	5.5	27.9	0.9	—	—
73	96.1	105.0	9.0	9.4	4.2	—	29.9	31.5	1.6	5.4	0.2	—	—
74	103.9	109.0	5.2	5.0	4.2	—	29.2	34.3	5.1	17.4	0.2	—	—
75	109.5	114.9	5.4	4.9	3.5	—	26.0	35.0	9.0	34.6	0.2	18.1	—
76	138.6	146.8	8.3	6.0	2.4	6.0	33.4	43.8	10.4	31.1	0.3	15.7	—
77	113.6	123.6	10.0	8.8	1.8	11.3	25.0	35.3	10.3	41.2	0.3	9.5	0.1
78	112.1	126.2	14.1	12.6	1.7	10.2	26.0	36.5	10.5	40.4	0.4	17.1	0.6
79	114.0	131.5	17.5	15.4	2.1	8.8	25.2	37.5	12.3	48.8	0.3	17.1	3.8
80	117.9	136.6	18.7	15.9	2.3	6.6	25.9	40.1	14.2	54.8	0.3	5.4	5.1
81	121.8	145.9	24.1	19.8	2.9	6.0	27.5	44.3	16.8	61.1	0.3	3.6	15.7
82	127.1	151.5	24.3	19.1	3.0	0.0	28.3	44.7	16.4	58.0	—	2.7	7.8
83	133.8	158.2	24.4	18.2	3.2	0.0	29.5	45.9	16.4	55.6	0.4	4.6	2.6
84	139.6	166.2	26.6	19.1	2.6	0.0	29.0	46.7	17.7	61.0	1.7	1.3	1.5
85	146.2	172.2	26.0	17.8	4.5	—	28.2	45.1	16.9	59.9	0.1	0.0	1.6
86	152.2	179.9	27.7	18.2	4.1	—	28.1	47.2	19.0	67.6	0.0	0.0	2.2
87	159.4	189.9	30.6	19.2	4.2	—	29.0	49.6	20.5	70.7	0.0	—	2.1
88	169.4	201.1	31.7	18.7	5.2	6.8	29.7	50.1	20.3	68.4	-0.5	—	2.1
89	181.1	214.1	33.0	18.2	5.6	1.1	31.6	53.9	22.4	70.9	0.0	—	1.6
90	200.3	224.7	24.5	12.2	6.8	3.7	34.1	54.7	20.6	60.4	—	—	2.5

資料：St. Jahrbuch 各年版より作成。

- (1) 電信網拡大、電話施設、郵便・電信營造物管繕費、土地購入等。
- (2) 鉄道の建設・購入、營造物建設、経営強化等。

ドイツ帝国財政の形成と展開 (下)

付表 6 : 関税・租税収入構成

() 内は構成比 (%) [単位: 百万M]

年度	関 税	消 費 税 (1)	流 通 税 (2)	計
1872	94.9 (56.1)	69.2 (40.9)	5.1 (3.0)	169.1
73	122.6 (46.5)	135.2 (51.3)	5.7 (2.2)	263.5
74	104.3 (41.3)	142.3 (56.3)	6.0 (2.4)	252.7
75	110.6 (43.8)	136.0 (53.8)	6.1 (2.4)	252.7
76	134.9 (43.3)	168.1 (54.0)	8.2 (2.6)	311.1
77	100.0 (41.0)	137.4 (56.3)	6.5 (2.6)	243.9
78	101.1 (41.8)	134.7 (55.7)	5.8 (2.4)	241.7
79	135.3 (48.0)	140.7 (49.9)	6.2 (2.2)	282.1
80	163.6 (55.6)	123.9 (42.1)	6.7 (2.3)	294.2
81	181.3 (49.3)	173.5 (47.2)	13.0 (3.5)	367.9
82	187.3 (51.7)	156.7 (43.3)	18.1 (5.0)	362.1
83	190.8 (53.7)	144.1 (40.6)	20.1 (5.7)	355.1
84	208.5 (55.6)	145.9 (38.9)	20.6 (5.5)	375.0
85	215.7 (58.5)	131.4 (35.6)	21.9 (5.9)	368.9
86	232.5 (59.9)	129.5 (33.4)	26.3 (6.8)	388.3
87	251.7 (60.3)	139.6 (33.4)	26.0 (6.2)	417.3
88	283.1 (55.8)	189.9 (37.4)	34.4 (6.8)	507.4
89	349.9 (55.6)	238.3 (37.9)	41.2 (6.6)	629.4
90	368.3 (55.7)	258.1 (39.1)	34.2 (5.2)	660.6

資料: St. Jahrbuch 各年版より作成。

(1) 関税区域外からの徴収金を含む。

(2) 1878年度以降のトランプ税 (Spielkartenstempel) について, Gerloffはこれを消費税に含め (*Der Staatshanshalt u. das Finanzsystem...*, S. 27), Witt は流通税に含めている (*Die Finanzpolitik...*, S. 56, Anm. b) ここでは便宜上 Gerloff とともに消費税に含めておいた。

付表 7 : 国家機構費中に占める内務省・外務省経費

() 内は構成比 (%) [単位: 百万M]

年度	国家機構費	国家機構費のうち	
		内務省費	外務省費
1872	6.68	1.65 (24.7)	4.49 (67.2)
73	11.63	4.27 (36.8)	6.74 (57.9)
74	12.15	2.52 (20.8)	8.02 (66.0)
75	10.27	1.70 (16.6)	7.35 (71.6)
76	13.99	3.37 (24.1)	8.96 (64.0)
77	12.59	3.77 (30.0)	7.14 (56.7)
78	12.82	3.56 (27.8)	7.41 (57.8)
79	13.75	3.92 (28.5)	7.24 (52.7)
80	13.74	4.63 (33.7)	6.63 (48.3)
81	13.27	3.91 (29.5)	6.63 (50.0)
82	19.82	10.42(1)(52.6)	6.88 (34.7)
83	15.20	4.75 (31.2)	7.39 (48.6)
84	14.12	4.06 (28.7)	7.40 (52.4)
85	15.77	4.43 (28.1)	8.71 (55.2)
86	19.95	8.97 (45.0)	8.28 (41.5)
87	21.03	9.39 (44.7)	8.74 (41.6)
88	22.78	9.82 (43.1)	9.88 (43.4)
89	27.12	11.04 (40.7)	13.15 (48.5)
90	30.66	12.73 (41.5)	14.83 (48.4)

資料: St. Jahrbuch 各年版より作成。

(1) この突出は, 90年までの議事堂新築費のうちの最高額 6.41 百万Mを含むためである。

付表8：財務行政機構費

(単位：十万M)

年度	帝国財務省(1)		帝国債務管理庁(2)		会計検査院		計
	経常費	臨時費	経常費	臨時費	経常費	臨時費	
1872	9.0	112.5(3)	0.1	105.0(4)	2.8	0.4	229.8
73	4.8	18.7	0.1	—	3.2	0.7	27.5
74	5.9	5.4	0.1	2.0	3.4	1.0	17.8
75	5.3	6.5	0.1	7.2	3.8	0.5	23.4
76	6.4	7.7	0.1	4.3	5.0	0.2	23.7
77	4.7	83.5	0.1	1.1	4.1	0.1	93.5
78	5.1	13.0	0.5	19.7	4.5	0.1	42.9
79	8.6	16.9	0.9	4.7	4.6	0.2	35.9
80	8.1	40.9	0.5	0.1	4.6	0.2	54.4
81	8.2	34.6	0.4	1.4	4.8	0.1	49.5
82	8.5	39.4	0.3	2.2	5.3	—	55.7
83	8.7	56.4	0.3	1.9	5.2	—	72.5
84	8.2	46.9	0.5	—	5.3	—	60.9
85	8.8	45.0	0.3	—	5.2	—	59.3
86	8.5	76.6	0.4	0.3	5.3	—	91.1
87	8.9	71.9	1.2	2.1	5.3	—	89.4
88	8.6	83.0	2.8	—	5.6	—	100.0
89	9.3	80.1	1.2	—	5.6	—	96.2
90	9.2	41.3	2.4	—	5.7	—	58.6

資料：St. Jahrbuch 各年版より作成。

- (1) 経常費には分与金は含まない。また、Allgemeine fondsからの支出にはカイザー機密費が含まれているため(しかもその額が判明しないので)、この項目よりの支出は全額削除した。
- (2) 経常費には公債利払費は含まない。
- (3) 帝国国庫の運転基金開設
- (4) 1868-71年発行の要塞建設公債の償還

} II-1-注(1) 参照。

[臨時費は一般会計臨時費と特別会計臨時費の合計]

付表9：社会文化費内訳

(単位：百万M)

年度	普通恩給基金			傷痍軍人救済基金よりの支出	計
	陸軍	海軍	文官		
1872	20.71	0.13	0.03	28.28	49.15
73	20.51	0.17	0.06	28.25	48.99
74	20.37	0.19	0.19	26.22	46.96
75	19.97	0.21	0.12	28.58	48.88
76	24.73	0.30	0.20	36.17	61.41
77	15.90	0.29	0.20	32.88	49.27
78	16.22	0.34	0.21	32.90	49.68
79	16.49	0.39	0.25	32.35	49.47
80	17.23	0.41	0.31	31.30	49.25
81	17.90	0.46	0.35	30.32	49.02
82	18.38	0.48	0.40	29.56	48.82
83	18.82	0.52	0.42	28.73	48.49
84	19.56	0.56	0.46	28.03	48.61
85	20.07	0.62	0.52	27.35	48.55
86	22.05	0.73	0.61	27.45	50.84
87	24.44	0.86	0.69	27.01	53.00
88	27.07	1.01	0.73	26.43	55.24
89	32.85	1.11	0.77	26.00	60.73
90	35.05	1.23	0.85	25.58	62.72

資料：St. Jahrbuch 各年版より作成。

付表10(a)：陸軍費内訳 () 内は特別会計臨時費のうち公債により支弁された額 (単位：百万M)

年度	経費										主 費										要 目										小計	小計 経常費 (%)	一般会計 臨時費(1)	特別会計 臨時費(2)	総計	公費 依存 率%
	給		与		常		費		常		費		常		費		常		費		常		費													
	現金	現物	被服 器具	衛戍地 管理等	兵器	住宅 手当	輸送費	新馬 購入	医療	軍事 教育	要塞 建設 維持	パリエール 軍 費	兵	器	住	宅	輸	送	費	新	馬	医	軍	要	兵	衛	常	費	公	費						
1872	266.8	90.5	60.8	13.3	32.4	5.2	—	3.1	3.6	5.6	1.7	2.1	2.1	32.7	251.0	94.1	68.2(3)	335.0																		
73	259.1	78.0	61.9	17.2	25.4	4.0	6.9	3.8	3.1	5.1	2.1	2.5	34.2	244.2	94.2	48.5	307.6																			
74	270.8	81.2	63.9	17.6	29.7	2.9	7.0	3.9	4.1	5.7	2.2	2.6	34.6	255.4	94.3	3.0	310.3																			
75	318.9	90.0	90.6	21.0	28.9	3.1	4.5	4.5	4.4	6.1	2.7	2.2	40.5	301.1	94.4	5.0	364.8																			
76	405.0	111.6	105.8	27.3	38.8	11.4	8.3	5.6	4.7	7.4	4.7	3.9	52.1	381.6	94.2	7.2	455.3																			
77	320.4	90.0	78.6	20.8	30.1	9.9	6.8	4.9	5.4	5.6	4.1	2.7	42.2	301.1	94.0	7.4	374.4																			
78	318.7	90.7	70.4	21.3	29.6	15.5	6.8	5.3	5.6	5.8	4.4	2.7	41.6	299.7	94.0	6.9	379.6																			
79	315.2	91.1	67.2	20.9	32.4	13.0	7.0	5.2	5.6	5.4	4.4	2.7	41.3	296.2	94.0	7.5	361.3																			
80	327.1	91.9	74.8	20.8	32.4	14.7	7.0	5.3	5.6	5.6	4.8	2.8	42.1	307.8	94.1	5.8	369.8																			
81	343.9	97.4	83.4	22.8	33.9	12.0	7.2	5.5	5.8	6.0	4.8	2.7	42.9	324.6	94.4	5.2	396.1																			
82	341.6	97.6	81.3	22.0	33.6	12.7	7.2	5.6	5.9	5.8	4.9	2.7	43.1	322.4	94.4	6.2	370.6																			
83	337.5	98.1	75.2	22.5	34.2	11.7	7.3	6.4	5.8	6.1	4.9	2.7	43.0	317.9	94.2	9.0	364.4																			
84	338.8	98.4	75.6	22.5	34.2	12.6	7.4	5.8	6.0	6.0	4.8	2.9	43.0	319.2	94.2	6.9	367.7																			
85	338.4	99.0	73.2	21.9	34.3	14.3	7.5	5.9	6.0	6.0	5.0	2.2	43.3	318.6	94.1	9.3	371.7																			
86	342.4	100.6	74.0	21.6	34.7	13.7	7.5	6.6	6.0	6.0	5.0	1.7	44.0	321.4	93.9	9.6	396.1																			
87	359.3	107.4	77.7	22.4	35.9	13.7	7.8	6.5	6.2	6.2	5.0	2.4	46.8	338.0	94.1	16.1	528.7																			
88	362.9	108.5	76.4	23.3	37.9	13.0	7.9	7.1	6.5	6.2	5.2	2.8	46.6	341.4	94.1	11.3	550.5																			
89	378.1	109.8	87.0	22.4	38.8	16.6	8.1	7.6	7.0	6.5	5.3	2.7	43.6	355.4	94.0	17.1	541.3																			
90	399.9	113.0	95.4	25.0	41.3	15.2	8.4	7.7	7.4	7.2	5.6	3.1	46.2	375.5	93.9	42.5	719.5																			

資料：St. Jahrbuch 各年版より作成。

- (1) 兵舎・衛戍病院・倉庫その他の建設、射撃場・練兵場の獲得等。
- (2) 駐屯軍施設・都門拡大工事、エルザス・ロートリンゲン駐屯軍施設、作戦・戦闘能力向上、部隊配置、武装強化、土工器具補強、兵舎建設、砲撃場拡大・新設、国防利益のための鉄道網整備・完成、要塞建設、倉庫、駐屯軍・衛戍病院の設備・建物の修復等。
- (3) 緊急前貸 18.8 百万Mを含む。

付表10(b)：海軍費内訳

()内は特別会計臨時費のうち公債により支弁された額〔単位：百万M〕

年度	經常費	經常費主要項目					小計	小計 經常費 (%)	一般会計 臨時費(1)	特別会計 臨時費(2)	総計	公債 依存率 (%)
		給与		艦隊 運・航	軍艦・造船 所の修理	兵器 要'塞						
		現金	現物									
1872	14.5	3.2	—	4.2	6.1	13.5	93.1		16.2	30.7		
73	8.3	3.3	1.2	0.8	1.2	6.5	78.3		17.6	25.9		
74	16.7	3.4	1.7	2.3	7.2	14.6	87.4	4.7	17.4	38.8		
75	17.7	4.0	2.0	2.7	6.5	15.2	85.9	11.9	19.6(3.4)	49.2	6.9	
76	24.4	5.1	2.7	3.5	8.6	20.9	85.7	0.7	16.6(8.0)	41.7	19.2	
77	21.3	4.4	2.2	3.2	7.5	18.3	85.9	6.1	33.9(26.3)	61.3	42.9	
78	22.7	4.5	2.0	2.9	9.1	19.5	85.9	13.3	26.7(24.3)	62.7	38.8	
79	23.5	4.8	1.9	3.0	9.5	20.2	86.0	3.3	17.0(16.7)	43.8	38.1	
80	24.7	5.0	2.0	2.9	10.3	21.5	87.0	3.6	11.6(11.2)	39.9	28.1	
81	26.8	5.2	2.2	3.1	10.6	22.2	86.9	2.7	8.5(8.4)	38.0	22.1	
82	25.7	5.3	2.0	3.1	10.2	22.2	86.4	2.1	8.6(8.5)	36.4	23.4	
83	27.5	5.6	2.3	3.6	10.5	23.8	86.5	2.0	10.3(10.3)	39.8	25.9	
84	32.3	6.0	2.5	4.9	11.8	28.6	88.5	2.1	14.0(14.0)	48.4	28.9	
85	36.7	7.0	3.3	6.7	13.3	32.7	89.1	3.8	11.6(11.6)	52.1	22.3	
86	36.3	7.3	2.3	5.9	14.1	31.9	87.9	2.0	12.2(12.2)	50.5	24.2	
87	39.2	7.8	2.7	5.9	15.5	34.9	89.0	2.1	11.1(11.1)	52.4	21.2	
88	36.9	8.2	2.8	7.4	11.2	32.4	87.8	2.6	11.6(11.6)	51.1	22.7	
89	38.9	8.8	3.1	8.2	11.0	34.0	87.4	5.2	10.8(10.8)	54.9	19.7	
90	41.0	9.1	3.3	8.7	11.8	35.9	87.6	4.5	26.3(26.3)	71.8	36.6	

資料：St. Jahrbuch 各年版より作成。

(1) 駐屯軍施設・造船所，海岸防備工事，造船・軍艦装備。

(2) 駐屯軍施設・造船所，造船・軍艦装備，水雷，試射，要塞砲装備（キールおよびヴィルヘルムスハーフェン）。

付表11：関税構成(1)

()内は構成比(%)〔単位：百万M〕

暦年	財政関税(1) 増加率	農業関税(2) 増加率	工業関税(3) 増加率	計
1879	53.1 (66.1) 100	23.4 (29.1) 100	3.9 (4.8) 100	80.4
80	48.5 (54.1) 91	35.5 (39.7) 143	5.6 (6.2) 145	89.6
81	54.4 (55.5) 102	37.1 (37.9) 158	6.5 (6.6) 169	98.0
82	56.1 (53.3) 106	41.8 (39.7) 178	7.4 (7.0) 192	105.3
83	57.6 (53.1) 108	43.0 (39.6) 183	7.8 (7.2) 204	108.4
84	54.7 (49.4) 103	48.0 (43.4) 205	7.9 (7.1) 205	110.6
85	57.8 (47.2) 109	57.4 (46.9) 245	7.2 (5.8) 186	122.3
86	59.9 (46.7) 113	61.4 (47.9) 262	7.0 (5.4) 181	128.2
87	52.2 (38.0) 98	78.5 (57.1) 335	6.7 (4.9) 174	137.5
88	57.8 (36.9) 109	91.6 (58.4) 391	7.5 (4.8) 194	156.9
89	57.8 (28.0) 109	139.7 (67.7) 596	8.8 (4.3) 229	206.3
90	60.9 (27.2) 115	154.4 (68.9) 659	8.7 (3.9) 227	224.0

資料：St. Jahrbuch 各年版より作成。

本表は，全関税収入を網羅するものではないうえに，暦年でみた収入であるため，付表6の関税収入中のどれだけを占めるのかについても直接的には答えられない。そこで，次表を掲げるが，これも同じく暦年でみた収入にすぎない。しかし，だいたいの傾向はつかめよう。

(1) コーヒー，熱帯果実，米，香料，茶。

(2) ぶどう酒・果実酒，鮭，家畜，建築用材，80年以降は穀物，莢果が加わる。

(3) 綿糸，銃鉄。

ドイツ帝国財政の形成と展開 (下)

付表12：関税構成(2) ()内は構成比(%) [単位：百万M]

暦年	財政関税(1) 増加率	農業関税(2) 増加率	工業関税(3) 増加率	計
1885	91.5 (47.8) 100	68.3 (35.7) 100	31.6 (16.5) 100	191.4
86	91.7 (46.7) 100	74.5 (38.0) 109	30.0 (15.3) 95	196.2
87	89.4 (42.1) 98	93.6 (44.0) 137	29.6 (13.9) 94	212.6
88	99.0 (42.1) 108	105.1 (44.7) 154	30.9 (13.2) 98	235.1
89	104.2 (34.6) 114	161.3 (53.5) 236	35.7 (11.9) 113	301.2
90	110.0 (33.4) 120	182.0 (55.2) 266	37.7 (11.4) 119	329.8

資料：St. Jahrbuch, 1895, S. 173-176より作成。

- (1) コーヒー、熱帯果実、米、香料、茶、石油、カカオ、チョコレート、菓子類、かき類、食用油。
 (2) ぶどう酒・果実酒、餅、家畜、建築用材、穀物・莢果、脂類、搾油果実、粉製品・焼菓子類、果実、ぶどう等種子類、卵、馬、豚、チーズ、バター、マーガリン、ハチミツ、ホップ。
 (3) 綿糸、銃鉄、毛糸・毛製品、絹製品、鉄製品、皮革・皮革製品、木製品等、陶・ガラス製品、麻糸・麻製品、機械・車輛、潤滑油、薬品・染料。

付表13：五大消費税 ()内は増加率 [単位：百万M]

年度	砂糖税(1)	火酒税(2)	塩 税	ビール税	タバコ税	計
1879	45.9 (100)	36.9 (100)	35.9 (100)	14.9 (100)	0.9 (100)	134.4 (100)
80	28.0 (61)	35.4 (96)	36.6 (102)	15.5 (104)	1.3 (141)	116.8 (87)
81	70.7 (154)	35.3 (96)	36.7 (102)	15.6 (105)	6.6 (734)	165.0 (123)
82	46.1 (101)	37.5 (102)	37.8 (105)	16.2 (109)	11.3 (1255)	148.9 (111)
83	37.8 (82)	35.5 (96)	37.9 (106)	17.2 (116)	7.6 (849)	135.7 (101)
84	32.4 (71)	39.7 (108)	38.7 (108)	18.1 (122)	8.4 (932)	137.2 (102)
85	18.1 (39)	37.6 (102)	38.7 (108)	18.3 (123)	10.2 (1133)	122.8 (91)
86	15.0 (33)	36.2 (98)	39.5 (110)	19.8 (133)	9.6 (1073)	120.2 (89)
87	15.3 (33)	24.7 19.0 (118)	39.7 (111)	20.8 (140)	10.5 (1167)	129.9 (97)
88	8.9 0.6 (21)	18.1 81.6 (271)	41.3 (115)	22.0 (148)	10.8 (1209)	183.4 (136)
89	11.2 40.9 (113)	18.1 91.5 (297)	40.6 (113)	24.5 (165)	10.1 (1131)	236.8 (176)
90	6.4 52.2 (128)	17.0 103.4 (327)	42.0 (117)	24.8 (167)	11.0 (1231)	256.8 (191)

資料：St. Jahrbuch 各年版より作成。

本表には関税区域外からの徴収金は含まない。

- (1) 1888年以降上が原料税、下が消費税。
 (2) 1887年以降上が容器税・原料税、下が消費税。

付表14：砂糖税による生産者優遇措置 ()内は増加率〔単位：百万M〕

営業 年度(1)	加工てんさい 量 (千t)	粗収入 A	優遇措置額 B	帝国収入 ⁽²⁾	$\frac{B}{A} \times 100(\%)$
1879	4,805 (100)	76.9 (100)	24.4 (100)	52.5 (100)	31.7
80	6,322 (132)	101.2 (132)	56.5 (232)	44.7 (85)	55.8
81	6,272 (131)	100.4 (131)	45.0 (184)	55.4 (105)	44.8
82	8,747 (182)	140.0 (182)	74.4 (305)	65.6 (125)	53.2
83	8,918 (186)	142.7 (186)	96.3 (395)	46.4 (88)	67.5
84	10,403 (217)	166.4 (217)	128.5 (526)	38.0 (72)	77.2
85	7,070 (147)	113.1 (147)	90.1 (369)	23.1 (44)	79.6
86	8,307 (173)	141.2 (184)	108.8 (446)	32.4 (62)	77.1
87	6,964 (145)	118.4 (154)	105.6 (432)	12.8 (24)	89.2
88	7,896 (164)	108.7 (141)	80.1 (328)	28.6 (55)	73.7
89	9,823 (204)	141.0 (183)	61.9 (254)	79.0 (151)	43.9
90	10,623 (221)	151.9 (198)	78.4 (321)	73.5 (140)	51.6
91	9,488 (197)	143.5 (187)	74.6 (306)	68.9 (131)	52.0
92	9,812 (204)	86.0 (112)	34.5 (141)	51.5 (98)	40.1
93	10,644 (222)	93.2 (121)	11.4 (47)	81.8 (156)	12.2
94	14,521 (302)	100.2 (130)	15.0 (61)	85.2 (162)	15.0
95	11,673 (243)	121.6 (158)	18.4 (75)	103.2 (197)	15.1
96	13,722 (286)	111.9 (146)	25.6 (105)	86.4 (165)	22.8
97	13,698 (285)	137.1 (178)	36.7 (150)	100.4 (191)	26.7
98	12,151 (253)	143.6 (187)	34.8 (143)	108.8 (207)	24.2
99	12,439 (259)	159.6 (208)	33.3 (136)	126.3 (241)	20.9
1900	13,254 (276)	146.7 (191)	31.5 (129)	115.2 (220)	21.4

資料：St. Jahrbuch, 1889, S. 190; 1903, S. 229 より作成。

(1) 1879年度は79年9月1日～80年8月31日, 80年度は80年9月1日～81年7月31日, 81年度以降はその年の8月1日～翌年の7月31日。

(2) 徴税費は含まれたままである。

付表15(a)：火酒税による生産者優遇措置

()内は増加率〔単位：百万M〕

年度	容器税・原料 税粗収入 A	優遇措置額 B	帝国収入 ⁽¹⁾	$\frac{B}{A} \times 100\%$
1879	53.4 (100)	9.9 (100)	43.5 (100)	18.5
80	57.3 (107)	12.1 (122)	45.2 (104)	21.1
81	64.0 (120)	17.5 (178)	46.5 (107)	27.4
82	58.8 (110)	15.0 (151)	43.9 (101)	25.5
83	61.2 (115)	14.5 (147)	46.7 (107)	23.7
84	62.4 (117)	14.3 (145)	48.1 (111)	22.9
85	65.9 (123)	17.9 (181)	48.0 (110)	27.1
86	57.2 (107)	14.9 (151)	42.3 (97)	26.0

資料：St. Jahrbuch, 1903, S. 226より作成。

(1) 徴税費は含まれたままである。

ドイツ帝国財政の形成と展開 (下)

付表15(b)：火酒税による生産者優遇措置

() 内は増加率〔単位：百万M〕

営業年度(1)	粗収入 A (B + C)	消費税・ 同付加税B	容器税・ 原料税C	優遇措置 額 D	帝国収入 ⁽²⁾	$\frac{D}{A} \times 100\%$
1887	126.3 (236)	91.6	34.6	9.8 (99)	116.5 (268)	7.7
88	145.0 (272)	115.8	29.2	5.9 (60)	139.1 (320)	4.1
89	159.3 (298)	124.6	34.7	12.0 (121)	147.3 (338)	7.5
90	155.8 (292)	123.3	32.5	10.1 (102)	145.7 (335)	6.5
91	142.7 (267)	110.0	32.7	8.5 (87)	134.2 (308)	6.0
92	151.2 (283)	119.2	32.0	9.7 (99)	141.4 (325)	6.4
93	154.6 (290)	119.4	35.2	9.9 (100)	144.7 (333)	6.4
94	144.9 (271)	113.5	31.4	9.5 (96)	135.5 (311)	6.5
95	152.8 (286)	119.0	33.7	12.0 (122)	140.7 (323)	7.9
96	151.6 (284)	119.9	31.7	10.5 (107)	141.0 (324)	6.9
97	154.0 (288)	120.4	33.6	11.1 (113)	142.9 (328)	7.2
98	168.9 (316)	130.6	38.3	13.5 (137)	155.4 (357)	8.0
99	165.9 (311)	129.4	36.5	13.8 (139)	152.1 (350)	8.3
1900	170.6 (319)	130.6	40.0	17.5 (177)	153.1 (352)	10.2

資料：St. Jahrbuch, 1903, S. 226 より作成。

(1) 各年度とも、その年の10月1日～翌年の9月30日。

(2) 徴税費は含まれたままである。

付表16：火酒割当制に基づく生産者優遇

(100%アルコール1hl当り20Mの租税放棄)

営業年度	実際に醸造された割当高 〔単位：千hl〕	左の割当高についての租 税放棄額〔単位：百万M〕 (1)
1887	} 3863.8 (年平均1931.9)	} 77.28 (年平均38.64)
88		
89	1957.4	39.15
90	} 3967.9 (年平均1984.0)	} 79.36 (年平均39.68)
91		
92	2025.8	40.52
93	} 4316.4 (年平均2158.2)	} 86.33 (年平均43.17)
94		
95	2159.3	43.19
96	2164.8	43.30
97	2167.9	43.36
98	2162.3	43.25
99	2169.2	43.38
1900	2190.4	43.81

出所：Witt, a. a. O., S. 48.

(1) いうまでもなく、この放棄額=愛の贈物は、(20M×割当高) という計算で算出されているにすぎない。

付表17：機関別公債資金調達額・公債発行残高・財務省証券発行高・公債利払費 [単位：百万M]

年度	内務省	郵便・電信	印刷局	陸軍	海軍	財務省	債務管理庁	通貨制度	鉄道事業	運転基金	計	公債利払費	公債発行残高	財務省証券発行高	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)		(11)	(12)	(a)	(b)
1875	—	—	—	—	3.4	—	—	—	—	—	3.4	—	—	—	—
76	—	6.0	—	—	8.0	—	—	—	—	—	14.0	0.1	—	13.3	—
77	—	11.3	—	7.3	26.3	7.4	—	—	0.1	—	52.4	2.4	16.3	219.7	—
78	—	10.2	—	7.9	24.3	—	2.0	23.0	0.6	—	68.0	2.9	72.2	224.1	—
79	—	8.8	4.3	10.4	16.7	0.2	0.5	18.6	3.8	—	63.3	5.7	138.9	80.0	3.0
80	—	6.6	0.3	12.7	11.2	—	—	0.0	5.1	—	35.9	8.9	218.1	—	100.0
81	—	6.0	0.2	29.2	8.4	—	—	0.0	15.7	—	59.4	11.1	267.8	—	96.0
82	—	0.0	0.1	12.9	8.5	—	—	—	7.8	9.2	38.5	12.9	319.2	—	49.0
83	—	0.0	0.0	11.0	10.3	4.0	—	0.0	2.6	—	27.9	14.2	349.0	—	103.0
84	—	0.0	—	14.8	14.0	4.0	—	—	1.5	—	34.3	15.8	373.1	—	168.0
85	—	—	—	16.8	11.6	4.0	—	1.4	1.6	—	35.4	17.4	410.0	—	279.2
86	0.2	—	—	34.8	12.2	7.0	—	0.9	2.2	—	57.3	18.6	440.0	—	228.2
87	1.6	—	—	137.0	11.1	7.0	—	—	2.1	3.2	162.0	21.1	486.2	—	23.0
88	4.0	6.8	—	171.3	11.6	7.0	—	—	2.1	—	202.9	28.8	721.0	—	13.0
89	9.6	1.1	—	143.7	10.8	7.0	—	—	1.6	—	173.7	34.5	883.8	—	25.0
90	11.7	3.7	—	277.1	26.3	4.0	—	—	2.5	0.9	326.2	48.0	1,118.0	—	65.0
計	27.0	60.6	4.9	886.7	214.7	51.6	46.4	49.3	13.2	—	1,354.4	—	—	—	—

資料：St. Jahrbuch 各年版より作成。ただし、(13)は Reichsschatzamt, *Denkschriftenband...*, S. 33, 36 による。
 (1) キール運河建設, (2) 付表5参照, (3) プロイセン印刷局の買入, およびこれと以前の Geheime Ober-Hofbuchdruckerei との合併費, (4) 付表10(a)-(2)参照, (5) 付表10(b)-(2)参照, (6) 77・79年：ベルリンの土地購入, 83～90年：Hamburg, Bremen の関税同盟への編入費, (7) 通貨制度改革遂行のための運転資金に対する利払負担が公債で支弁された, (8) 通貨制度改革遂行, (9) 付表5参照, (10) 1882年の内訳は、郵便・電信事業向けに8.8百万M, 印刷局向けに0.4百万M, 87・90年はともに陸軍向け, (11) 帝国公債, 財務省利付証券についての利払費, (12) それぞれ前年度末(3月31日)における残高, (13) (a)：通貨制度改革遂行のための運転資金の調達, (b)：帝国財政の運転資金の一時的調達, とともに割引証券 [(a)は帝国財務省設置以前のものだが, (a) (b)ともに Reichsschatzanweisung の名称が用いられているので, 便宜上, 財務省証券の訳語を当てた]。